

# ＜金価格連動型上場投資信託＞ 金価格連動型投信

追加型投信 内外 その他資産(商品) ETF インデックス型

## 【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2011年9月30日)

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	その他資産(商品)	ETF	インデックス型	債券 その他債券 クレジット属性 (高格付債)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし	その他 (1g(1グラム)当りの 円表示の金価格)

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成23年8月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆8886億円(平成23年7月29日現在)

＜受託会社＞ 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう金価格連動型上場投資信託の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成23年9月30日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104  
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

対象指標※(対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含まず。)に連動する投資成果を目指します。

※1g(1グラム)当りの円表示の金価格

### ファンドの特色

#### ■主要投資対象

対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を投資対象とします。

#### ■投資方針

- ①対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する投資成果を目指します。
- ②追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財産を組成します。
- ③委託会社が投資することを指図する公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)
- ④公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。
- ⑤次の場合には、上記①に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
  - ア. 対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
  - イ. 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合
  - ウ. 交換が行われた場合
  - エ. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合
- ⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### ■対象指標について■

対象指標は、下記①のロンドンにおけるロンドン渡しの金価格に下記②の円換算為替レートを乗じて得た額を下記③の質量の定義に基づいて1g(1グラム)当りの価格に換算して算出します。

- ①「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(The London Gold Market Fixing Ltd.)が、午後決め値(p.m. fixing price)として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。
- ②「円換算為替レート」は、原則として、上記①の価格公表日と同日付のWMロイター(WM/Reuters)が発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託会社が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。
- ③「質量の定義」は、計量単位令(平成4年11月18日政令第357号)に定める定義によるものとします(1トロイオンス=31.1035グラム)。

#### ■「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」について■

ロンドンにおけるロンドン渡し金価格(“London Gold Fixing prices”。以下「当該価格」といいます。)についてのあらゆる言及はロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(The London Gold Market Fixing Limited)の許可を得て使用されています。ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドは当該価格について言及する商品(以下「当該商品」といいます。)とは無関係であり、当該商品に関するいかなる責任も負いません。

## ■主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用は行ないません。

## ■分配の方針

毎年7月8日に分配を行ないます。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。



\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

金価格の変動リスク	ファンドは、対象指標である金価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下「金価格連動目的発行有価証券」という場合があります。)に投資を行ないますので、金価格の変動の影響を大きく受けます。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドが対象指標とする金価格、および金価格連動目的発行有価証券は、為替変動の影響を受けます。ファンドは、原則として為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 〈金価格と基準価額の乖離要因〉

ファンドは、金価格連動目的発行有価証券を原則として高水準に組み入れて運用し、基準価額が対象指標である金価格と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、対象指標である金価格と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①金価格連動目的発行有価証券の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと
- ②資金の流入から実際に金価格連動目的発行有価証券を買い付けるためのタイミングのずれ
- ③金価格連動目的発行有価証券の売買・評価価格と対象指標とのずれ(金価格連動目的発行有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。)
- ④ポートフォリオ構成の調整や金価格連動目的発行有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること

\* 金価格と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

- ファンドの基準価額と金価格は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が金価格との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 「交換」によって受益者に交付または振替される金価格連動目的発行有価証券は、一般に上場されておらず、流動性・換金性に乏しい場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

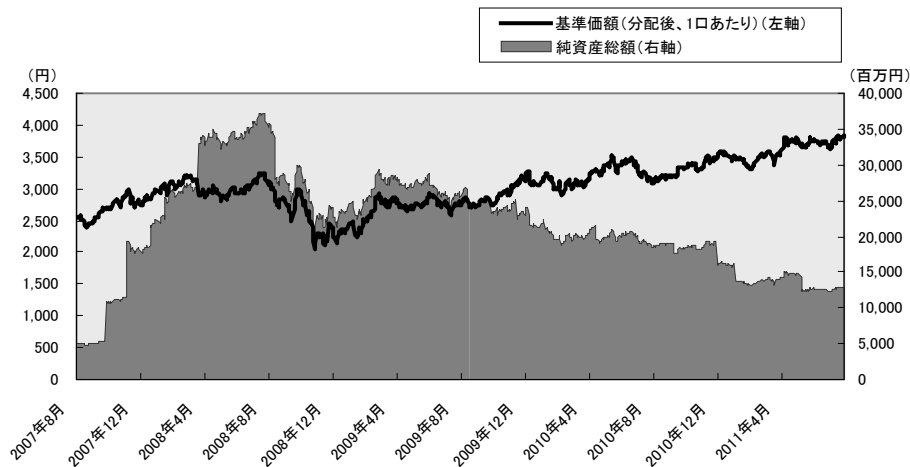
### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## 運用実績 (2011年7月29日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



## 分配の推移

(1口あたり、課税前)

2011年7月	0 円
2010年7月	0 円
2009年7月	0 円
2008年7月	0 円
--	--
設定来累計	0 円

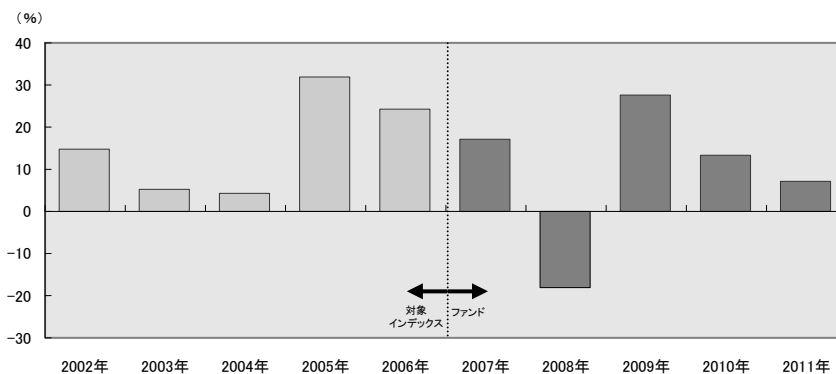
## 主要な資産の状況

## 銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	25.5
2	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	20.8
3	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	17.8
4	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	17.7
5	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	9.1
6	G) KOMMUNALBANKEN AS	社債券	8.5

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2002年から2006年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2007年は設定日(2007年8月2日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2011年は年初から7月末までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	40万口以上
購入価額	購入申込日の翌営業日(購入申込受付日)の基準価額に100.6%の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は1口あたりで表示しております。)
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり2,548円
受益権の交換	受益者は、自己の有する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することができます。
交換単位	40万口以上
交換価額	交換申込日の翌営業日(交換請求受付日)の基準価額
交換有価証券の交付	原則として、受託会社は委託会社の指図に従い、販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行いません。販売会社は、受託会社から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。
申込締切時間	午後3時までに、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。
購入の申込期間	平成23年9月30日から平成24年9月27日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込不可日	<p>次の期日または期間における、購入、交換の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、交換の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p>&lt;購入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>・購入申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>・信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動した投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの</li> <li>・ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)の前々営業日および前営業日</li> <li>・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ul> <p>&lt;交換&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日※と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>・交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>・信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの</li> <li>・交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)がある場合の当該申込日</li> <li>・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ul> <p>※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロンドンの金市場の休日(半休日を含みます。)</li> <li>・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> </ul>

購入・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、交換の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、交換の各お申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	無期限（平成19年8月2日設定）
上場市場	大阪証券取引所
繰上償還	対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、もしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合、または、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が80万口を下ることとなった場合等は、償還となる場合があります。 また、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、償還となります。
決算日	毎年7月8日
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。
追加信託金の限度額	2兆円
公 告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
信託財産留保額	ありません
交換時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。</p> <p>①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.525%(税抜年0.50%)以内 (平成23年9月29日現在 <b>年0.525%(税抜年0.50%)</b>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.45%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記配分は、平成23年9月29日現在の信託報酬率における配分です。</p> <p>②公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の52.5%(税抜50%)以内の額。 その配分については委託会社50%、受託会社50%とします。</p> <p>ファンドの信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	信託報酬率		年0.525%(税抜年0.50%)以内 (平成23年9月29日現在 <b>年0.525%(税抜年0.50%)</b> )	配分 (税抜)	委託会社	年0.45%	受託会社	年0.05%
信託報酬率		年0.525%(税抜年0.50%)以内 (平成23年9月29日現在 <b>年0.525%(税抜年0.50%)</b> )							
配分 (税抜)	委託会社	年0.45%							
	受託会社	年0.05%							
その他の費用・ 手数料	<p>◆ファンドの上場に係る費用(平成23年9月29日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上場手数料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。</li> <li>・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。</li> </ul> <p>◆対象指標に係る商標使用料(平成23年9月29日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月1日から1年間、1万英ポンド相当額とします。</li> </ul> <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・外貨建資産の保管等に要する費用</li> <li>・ファンドに関する租税、監査費用 等</li> </ul>								

### ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して10%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益(譲渡益)に対して10%

- \* 上記は平成23年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 法人の場合は上記とは異なります。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。